

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和2年11月10日（火）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和2年度第8回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和2年11月10日(火) 午後3時00分から午後3時50分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 議案第4号 中間管理機構事業(農地利用集積計画)に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項第1号の規定による農地利用集積計画の取消しについて
- (6) 報告第1号 農地改良届について

その他

2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 川端 哲男 | 2番 河北安之助 | 3番 磯部 一輝 |
| 4番 欠 席 | 5番 本田 和寛 | 6番 内藤 文紀 |
| 7番 宮村 澄孝 | 8番 可村 岸雄 | 9番 坂本 里美 |

(2) 欠席委員(1人)

- 4番 堀川 眞助

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鍋島 敬一 | 2番 坂本 哲也 | 3番 上田 幹雄 |
| 4番 新川 栄二 | 5番 大竹 計理 | 6番 欠 席 |
| 7番 紫藤 淳 | 8番 古庄 隆光 | 9番 渡邊 幸伸 |

(2) 欠席委員(1人)

- 6番 山下 芳廣

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 高橋 大

農地集積専門員 高山 勇

令和2年度第8回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に8番 可村委員、9番 坂本委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の高橋主事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。
初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなってい

るところであります。
それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字村上4 1 2 3番2 外2筆

地目：畑 合計面積：4, 7 3 2 m²

申請理由については、所有権移転（贈与）であります。

この議案につきましては、現地調査を10月30日（金）に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP1～P4をご覧ください。

併せて、農機具の確認も行っています。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員であります宮村農業委員及び渡邊推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得するものが取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は兼業ではありますが農業に従事されており、今回父親所有の農地について生前贈与を受けるものです。取得後も今までどおり主に大根等の野菜を作付することです。

次に権利取得するものの、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、耕作面積が20, 808. 5 m²でありますので下限面積を満たしております。

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。
集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ調和要件を満たすものと判断します。
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見を
お願いします。

7 番農業委員 第 1 号議案の番号 1 について、7 番農業委員が説明します。
譲受人は、兼業農家で仕事の傍ら農業に従事されており、主に大根等の野菜を
作付けをされております。現地調査においても、適正に農地を管理されており、
特段問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

1 番農業委員 佐渡原 4499 番地の植木などは誰が植えているのか？

事務局 修史さんのお父様が植えている

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

第 1 号議案の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 1 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意
見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議
題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第 4 条は、権利移動の伴わない自己転用でございます。

議案書 2 ページ、議案第 2 号 番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：花立 3 丁目 4 2 8 4 番 1

地 目：畑

合計転用面積：1, 1 5 4 m²

転用目的は、貸駐車場です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を 1 0 月 3 0 日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 5 ～ P 7 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第 3 種農地と判断しました。

（水道等の 2 管が埋設されている沿道であり、申請地の 5 0 0 m 以内に病院、学校等の 2 施設が存する区域）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1 の資力及び信用」から「1 0 の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は水道・下水道の 2 種類以上が埋設されている建築基準法上の指定を受けた道路の沿道であり、申請地の 5 0 0 m 以内に病院、学校等の 2 つ以上の施設が存する区域の第 3 種農地と判断し原則転用可と考えております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

6 番農業委員

議案第 2 号の番号 1 について、6 番農業委員が説明します。

本申請地は、北側・西側・南側については道路であり、東側は雑種地でありま

す。また、事務局から説明がありましたとおり、第3種農地の要件を有する農地であり、周辺部においても宅地が著しく、貸駐車場に転用することによって他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

会長 農地が荒れているので始末書の提出が必要なのでは？

事務局 違反転用なので始末書を提出してもらおう。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号 番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字中尾上2906番2
地 目：畑
面 積：309㎡
転用目的は、貸駐車場です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を10月30日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP8～P10をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

2) 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

(水道等の2管が埋設されている沿道であり、申請地の500m以内に病院、学校等の2施設が存する区域)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は水道・下水道の2種類以上が埋設されている建築基準法上の指定を受けた道路の沿道であり、申請地の500m以内に病院、学校等の2つ以上の施設が存する区域の第3種農地と判断し原則転用可と考えております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

7番推進委員

議案第2号の番号2について、7番推進委員が説明します。

本申請地は、北側が国道、東側・南側は宅地であります。また、事務局から説明がありましたとおり、第3種農地の要件を有する農地であり、周辺部においても総合病院等の建築により宅地が著しく、貸駐車場に転用することによって他に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」とし

て意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より令和2年10月30日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。それでは、議案書のP3からP8をご覧ください。

今月は、

1の利用権設定が28件の55筆で合計面積133,101㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

菊陽町長より令和2年10月30日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利

用集積計画について意見決定を求められています。P 9の議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件の2筆で合計面積4, 521㎡です。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項第1号の規定による農地利用集積計画の取消しについて」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項第1号の規定による農用地利用集積計画の取消しになります。

本件につきましては、令和2年6月10日の農業委員会で意見決定されたものであり、6月11日付け菊陽町公告第26号により公告され、効力が発生しているものです。

内容は、「所有権移転」の取下げになります。

都合により一度申請を取り下げ、来年再度申請したいとのことでした。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。6月の農用地利用集積計画から一度取消しを行うものです。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

採決を行います。

議案第5号の所有権移転を6月の農用地利用集積計画から取消すことに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第1号については、農地改良届であります。
議案書10ページをお願いします。
申請人及び申請地は議案書のとおりです。

改良の目的は農地へ車両を入れる際に、車両が入りづらいとのことであり、農地の高さを道路高まで低くするものです。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP11～P12をご覧ください。

改良される農地につきましては、改良を行うことにより、他の農地に支障が出るものではないと思われまます。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しております。

議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後3時50分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和2年11月10日

会 長

議事録署名人

議事録署名人